

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会

保育士修学資金貸付制度のご案内

～保育士修学資金の貸付制度とは～

保育士養成施設在学中の修学資金を貸付けて修学を容易にすることにより、保育士の育成・確保・定着に資することを目的とします。

この制度では、保育士養成施設卒業後、県内の児童福祉施設等で児童の保護等の業務に5年間継続し従事した場合には、全額返還が免除されます。

貸付制度の主な内容

◆対象者：次の①～④の要件をすべて満たす方。

- ①県内の養成施設へ在学中の方（通信制を除く）
- ②養成施設を卒業後、県内において保育士として児童の保護等の業務に従事しようとする方
- ③学業が優秀であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる方
- ④同種の修学資金を他から受けていない方（高等教育の修学支援制度は優先利用してください。授業料等減免を受けてもなお実費負担が生じる場合のみ、保育士修学資金より差額支給ができます。）

◆募集人数：50名（予定）

◆貸付額：修学資金 月額 50,000円

入学準備金 200,000円

就職準備金 200,000円

生活費加算 生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額の該当区分額（1,000円未満切捨）

※高等教育の修学支援制度対象者は生活費加算の対象となりません。

◆貸付期間：2年間

※4年制の養成施設の場合、1～2学年時に貸付となります。3～4学年時は貸付されません。

◆利子：無利子

◆連帯保証人：1名 ※申請者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人として下さい。

◆返還免除：次の要件をすべて満たした場合、返還免除となります。

- ①養成施設を卒業後速やかに保育士登録を行い、
- ②1年以内に県内の保育施設等において児童の保護等に従事し、
- ③5年間引き続きこれらの業務に従事したとき。

※要件を満たさない場合は、**原則返還**となります。

（就労開始後に産前産後休暇や育児休業を取得する場合など、返還債務の履行を猶予できる場合もあります。詳細は、HP掲載の「貸付事業概要」をご覧ください。）

◆申込方法：保育士養成校入学後、在学中の養成校を通じて申し込んで下さい。

お問い合わせ先

群馬県社会福祉協議会 福祉人材課 電話 027-226-5411

〒371-8525 前橋市新前橋町13-12 （群馬県社会福祉総合センター6階）